医療扶助オンライン資格確認の開始について

医療扶助のオンライン資格確認とは、現在紙で発行している医療券について、

・生活保護受給者の利便性を高めること

・生活保護受給者がよりよい医療サービスを受けられること

・医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を促進すること

などを目的として、本市では令和６年３月からマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を開始しました。

この開始にあたり、これまで必要であった紙の医療券の発行は一部不要となりますが、以下のいずれかに該当している場合は、これまでどおり紙の医療券の発行が必要です。

１．　マイナンバーカードをお持ちでない方

２．　マイナンバーカードを持っているが、医療扶助の利用登録の手続きができていない方

３．　受診先の医療機関が医療扶助オンライン資格確認に対応していない場合

医療扶助のオンライン資格確認が開始されても、
保護変更申請書（傷病届）は、引き続き必要となります。

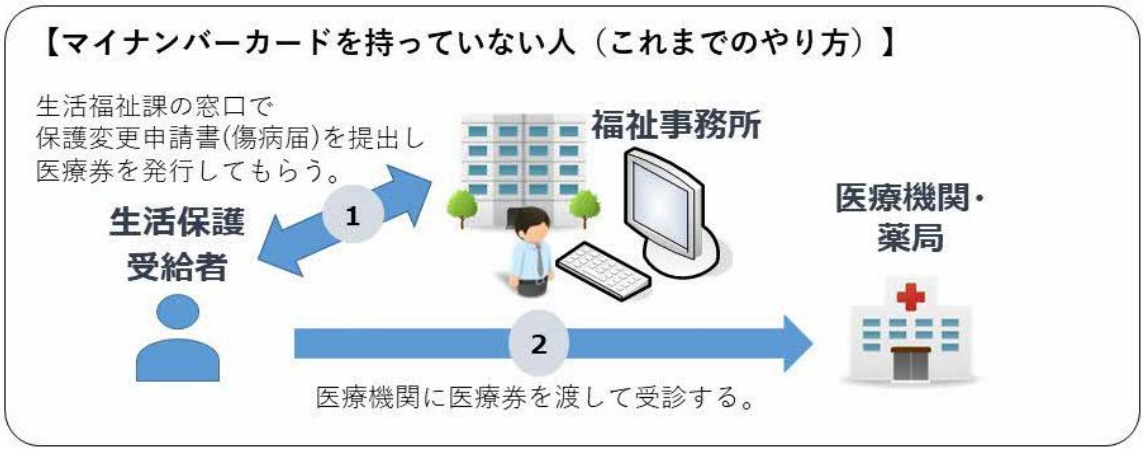

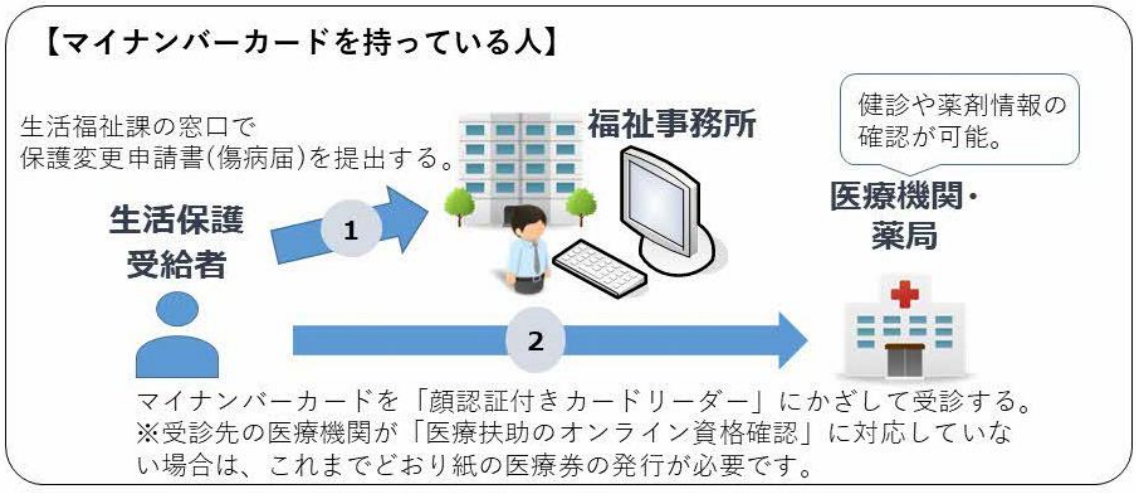

ウラ面もあります

■オンライン資格確認等を利用するには

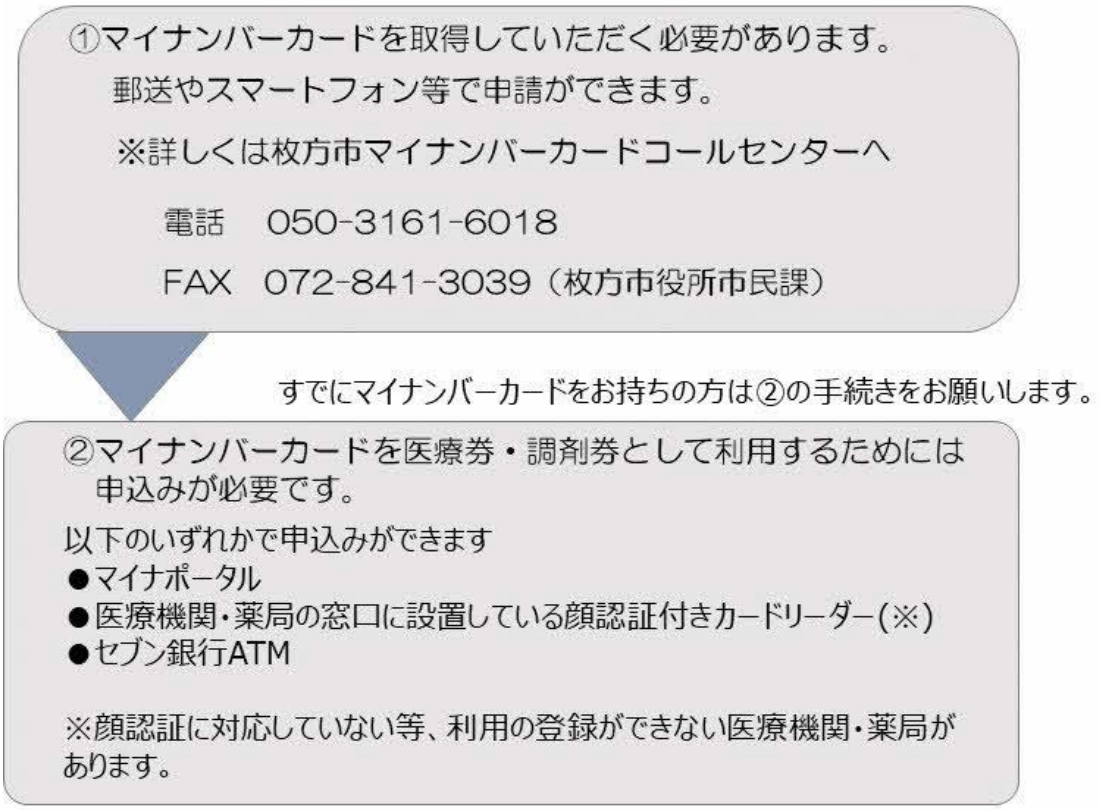

※　利用可能な医療機関・薬局について

受診先の医療機関が医療扶助のオンライン資格確認に対応していない場合は利用できません。受診する前に医療機関にご確認ください。

医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの医療機関・薬局リストについては、今後、厚生労働省ＨＰに随時掲載される予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html

※　DV や虐待等を受けている方や受けた方について

別途手続きをすることでご自身の情報を医療機関に対して、開示・不開示を行うことが可能となりますので、その場合には担当のケースワーカーにご相談ください。

※　健診情報の引継ぎについて

生活保護を受給されている方が、転居に伴って、別の地域の福祉事務所で生活保護を受給されることになった場合、本市で受診した健診の情報を転居後の地域の福祉事務所に引き継ぐことができます。

対象となる健診情報は 2024 年 4 月以降に健康増進法に基づき実施される健診情報です。やむを得ない理由等で健診情報の引継ぎを希望しない場合は、担当のケースワーカーにご相談ください。